

新旧対照表

博物館の登録等に関する規則

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 博物館法(以下「法」という。)及び博物館法施行規則(以下「施行規則」という。)に基づく次に掲げる事務は、神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任する。</p> <p>(1) <u>法第11条の規定により博物館として登録すること。</u></p> <p>(2) <u>法第13条第3項(法第18条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定により学識経験を有する者の意見を聴くこと。</u></p> <p>(3) <u>法第15条第1項の規定により登録事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(4) <u>法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をすること。</u></p> <p>(5) <u>法第16条の規定により定期報告を受理すること。</u></p> <p>(6) <u>法第17条の規定により運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めると。</u></p> <p>(7) <u>法第18条第1項の規定により勧告すること。</u></p> <p>(8) <u>法第18条第2項の規定により命令すること。</u></p> <p>(9) <u>法第19条第1項の規定により登録を取り消すこと。</u></p> <p>(10) <u>法第20条第1項の規定により廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(11) <u>法第20条第2項の規定により登録を抹消すること。</u></p> <p>(12) <u>法第29条第1項の規定により私立博物館に対し報告を求め、及び同条第2項の規定により私立博物館に対し指導又は助言を与えること。</u></p> <p>(13) <u>法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定すること。</u></p> <p>(14) <u>法第31条第2項の規定により指定を取り消すこと。</u></p> <p>(15) <u>施行規則第25条の規定により指定要件を備えなくなつた旨の報告を受理すること。</u></p> <p>(16) <u>施行規則第26条の規定により指定要件に関し報告を求めると。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 博物館法(以下「法」という。)及び博物館法施行規則(以下「施行規則」という。)に基づく次に掲げる事務は、神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任する。</p> <p>(1) <u>法第10条の規定により博物館として登録すること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(2) <u>法第13条第1項の規定により登録事項等の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(3) <u>法第13条第2項の規定により登録事項の変更登録をすること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(4) <u>法第14条第1項の規定により登録を取り消すこと。</u></p> <p>(5) <u>法第15条第1項の規定により廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(6) <u>法第15条第2項の規定により登録を抹消すること。</u></p> <p>(7) <u>法第27条第1項の規定により私立博物館に対し報告を求め、及び同条第2項の規定により私立博物館に対し指導又は助言を与えること。</u></p> <p>(8) <u>法第29条の規定により博物館に相当する施設(以下「博物館相当施設」という。)として指定すること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(9) <u>施行規則第21条の規定により指定要件を欠くに至つた旨の報告を受理すること。</u></p> <p>(10) <u>施行規則第23条の規定により指定要件に関し報告を求めると。</u></p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>(登録申請書の様式等)</p> <p>第3条 法第12条第1項の規定による登録申請書は、第1号様式とする。</p> <p>2 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、博物館資料目録（第2号様式）のほか、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針等とする。</p> <p>3 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第4号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、職員名簿（第3号様式）のほか、学芸員の資格を証する書類等とする。</p> <p>4 法第12条第2項第2号に定める法第13条第1項第5号に掲げる基準に適合していることを証する書類は、博物館の事業の用に供する建物・土地の概要（第4号様式）のほか、博物館の配置図、平面図、立面図、周辺図等とする。</p> <p>5 第1項の登録申請書には、前3項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(登録の審査方法)</p> <p>第4条 教育長は、法第13条第1項の規定による登録の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査を行うものとする。</p> <p>(登録事項の変更届出)</p> <p>第5条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館登録事項変更届出書（第5号様式）により行わなければならない。</p> <p>(定期報告)</p> <p>第5条の2 法第16条の規定による報告は、定期報告書（第6号様式）により毎年1回6月1日から同月末日までの間に行わなければならない。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りでない。</p>	<p>(1) 施行規則第24条の規定により指定を取り消すこと。</p> <p>(登録申請書の様式等)</p> <p>第3条 法第11条第1項の規定による登録申請書は、第1号様式とする。</p> <p>2 法第11条第2項各号に掲げる直接博物館の用に供する建設及び土地の図面は、配置図、平面図、立面図及び博物館周辺図とする。</p> <p>3 法第11条第2項各号に掲げる館長及び学芸員の氏名を記載した書面には、館長の経験年数、学芸員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあっては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。</p> <p>4 法第11条第2項各号に掲げる書類のうち次の各号に掲げる書類については、それぞれ当該各号に定める様式により作成しなければならない。</p> <p>(1) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面 第2号様式</p> <p>(2) 博物館資料の目録 第3号様式</p> <p>(3) 館長及び学芸員の氏名を記載した書面 第4号様式</p> <p>5 第1項の登録申請書には、法第11条第2項各号に掲げる書類のほか、学芸員及び学芸員補の資格を証明するに足りる書類を添付しなければならない。</p> <p>(登録要件の審査方法)</p> <p>第4条 教育長は、法第12条の規定による登録要件の審査に当たっては、必要に応じて当該博物館の実地調査、学識経験者又は専門機関からの意見の聴取等を行うものとする。</p> <p>(登録事項等の変更届出)</p> <p>第5条 法第13条第1項の規定による届出は、博物館登録事項等変更届出書（第5号様式）により変更があつた日から1箇月以内に行わなければならない。</p> <p>(新規)</p>

新	旧
<p>(廃止の届出)</p> <p>第6条 法第20条第1項の規定による届出は、博物館廃止届出書(第7号様式)により廃止した日から10日以内に行わなければならない。 (指定申請書の添付書類の内容等)</p>	<p>(廃止の届出)</p> <p>第6条 法第15条第1項の規定による届出は、博物館廃止届出書(第6号様式)により廃止した日から10日以内に行わなければならない。 (博物館相当施設指定申請書の添付書類の内容等)</p>
<p>第7条 施行規則第23条第2項第1号に掲げる書類は、博物館の目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めた規則等とする。</p> <p>2 施行規則第23条第2項第2号に定める施行規則第24条第1項第2号から第4号までに掲げる基準に適合していることを証する書類は、それぞれ第3条第2項から第4項までに掲げる書類に準ずるものとする。</p> <p>3 施行規則第23条第1項の指定申請書には、前2項に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類を添付しなければならない。</p>	<p>第7条 施行規則第19条第2号に掲げる図面は、配置図、平面図、立面図及び当該施設周辺図とする。</p> <p>2 施行規則第19条第4号に掲げる書類には、当該施設の長の経験年数、学芸員に相当する職員の経験年数及び担当事務並びにその他の職員を置く場合にあっては当該職員の氏名、経験年数及び担当事務を併せて記載しなければならない。</p> <p>3 施行規則第19条第1号に掲げる目録、同条第2号に掲げる書面及び同条第4号に掲げる書類は、それぞれ第3号様式、第2号様式及び第4号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>4 施行規則第19条に規定する博物館相当施設指定申請書には、同条各号に掲げる書類等のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 当該施設の利用に関する事項等を定めた書類の写し</p> <p>(2) 学芸員に相当する職員にあってはその専門的職員としての経験を証明するに足りる書類</p> <p>(指定要件欠如の報告)</p>
<p>(指定要件欠如の報告)</p> <p>第8条 施行規則第25条の規定による報告は、指定要件欠如報告書(第8号様式)により指定要件を備えなくなった日から10日以内に行わなければならない。 (公表)</p>	<p>(指定要件欠如の報告)</p> <p>第8条 施行規則第21条の規定による報告は、博物館相当施設指定要件欠如報告書(第7号様式)により指定要件を欠くに至った日から10日以内に行わなければならない。 (県公報による公告)</p>
<p>第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(1) 法第11条の規定により博物館として登録したとき。</p> <p>(2) 法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</p> <p>(3) 法第19条第1項の規定により登録を取り消したとき。</p> <p>(4) 法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。</p> <p>(5) 法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定したとき。</p> <p>(6) 法第31条第2項の規定により指定を取り消したとき。</p>	<p>第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度その旨を神奈川県公報で公告するものとする。</p> <p>(1) 法第10条の規定により博物館として登録したとき。</p> <p>(2) 法第13条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</p> <p>(3) 法第14条第1項の規定により登録を取り消したとき。</p> <p>(4) 法第15条第2項の規定により登録を抹消したとき。</p> <p>(5) 法第29条の規定により博物館相当施設として指定したとき。</p> <p>(6) 施行規則第24条の規定により指定を取り消したとき。</p>

新	旧
<p data-bbox="136 177 293 209">(実施細目)</p> <p data-bbox="136 217 1115 284">第10条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p data-bbox="1122 177 1218 209">(新規)</p>

新

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館登録申請書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

次の博物館を設置したいので登録を申請します。

設 置 者	名 称	
	住 所	
博 物 館	名 称	
	所 在 地	

旧

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館登録申請書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

次の博物館を設置したいので登録を申請します。

設 置 者	名 称	
	住 所	
博 物 館	名 称	
	所 在 地	

備考 住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の場合にのみ記入してください。

新

(削除)

旧

第2号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館建物・土地面積表

1 建物面積

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

2 土地面積 m^2

所在及び地番	面積
	m^2

新	旧
<p data-bbox="136 175 1014 215">第2号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）</p> <p data-bbox="136 252 208 292">（略）</p>	<p data-bbox="1122 175 2000 215">第3号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）</p> <p data-bbox="1122 252 1193 292">（略）</p>

新

第3号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

職 員 名 簿

職 名	氏 名	経 験 年 数	職 務 内 容	備 考
館 長				

備考 職名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。

旧

第4号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

職 員 名 簿

職 名	氏 名	経 験 年 数	担 当 事 務	備 考
館 長				

備考 職名の欄は、学芸員、学芸員補、事務職員等と記入してください。

新

旧

第4号様式（第3条、第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（新規）

博物館の事業の用に供する建物・土地の概要

1 建物

(1) 延床面積 m^2

(2) 構造

(3) 階層

階層	部屋名	面積	階層	部屋名	面積
		m^2			m^2

(4) 保有形態

2 土地

所在及び地番	面積	保有形態
	m^2	

新

第5号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館登録事項変更届出書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所

名 称

電 話

次の博物館に係る登録事項を変更するので届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更事項の種別		
変更事項の内容	旧	
	新	

旧

第5号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所

名 称

電 話

次の博物館に係る登録事項等に変更があつたので届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更事項の種別		
変更事項の内容	旧	
	新	

備考 住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の場合にのみ記入してください。

新

旧

第6号様式（第5条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（新規）

定期報告書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

博物館法第16条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 報告事項

博物館の設置者の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
博物館の名称及び住所の変更の有無	有 ・ 無
学芸員の人数（ 年 月 日現在）	人
博物館資料の数（ 年 月 日現在）	点
年間の開館日数	日
博物館の事業の用に供する土地及び建物に関する変更の有無	有 ・ 無

活動実績

Blank area for reporting activities.

新

第7号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館廃止届出書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

次の博物館を廃止したので届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
廃止後の処置		

旧

第6号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館廃止届出書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所
名 称
電 話

次の博物館を廃止したので届け出ます。

設置者	名 称	
	住 所	
博物館	名 称	
	所在地	
登録年月日	年 月 日	
登録記号番号		
廃止年月日	年 月 日	
廃止の理由		
廃止後の処置		

備考 住所の欄は、設置者が一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人の場合にのみ記入してください。

新

第8号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

指定要件欠如報告書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所

氏名又は名称

電 話

次の指定施設に係る指定要件を備えなくなつたので届け出ます。

設置者の氏名又は名称	
指定施設	名 称
	所在地
指 定 年 月 日	年 月 日
指定要件を備えなくなつた年月日	年 月 日
備えなくなつた指定要件	
指定要件を備えなくなつた理由	

旧

第7号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

博物館相当施設指定要件欠如報告書

年 月 日

神奈川県教育委員会教育長殿

住 所

氏名又は名称

電 話

次の博物館相当施設に係る指定要件を欠くに至つたので届け出ます。

設置者の氏名又は名称	
博物館相当施設	名 称
	所在地
指 定 年 月 日	年 月 日
指定要件を欠くに至つた年月日	年 月 日
欠くに至つた指定要件	
指定要件を欠くに至つた理由	